

教育委員会



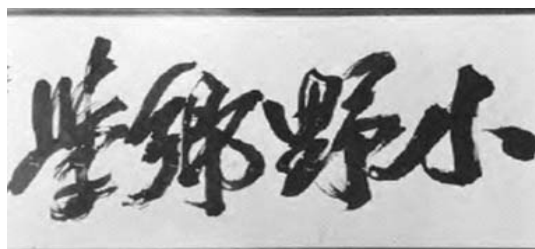
1 . 町田の教育のあゆみ

学制発布前後（明治前期）

明治5（1872）年の学制発布以前は「読み・書き・そろばん」が庶民の教育で、寺子屋や私塾・家塾等の私設の教育施設と、郷学校等の村や地域・有志等が設立した公共的性格をもった学問所があった。町田市域には相原地区の円山塾ほか合計で36を上まわる寺子屋ないしは私塾があったとみられている。

明治維新の後、政府と各府県は公教育の確立のため郷学校の開設を奨励した。そして、町田市域に開校したのが小野郷学である。

明治4年8月、神奈川県は前年に出た太政官の達しをもとにして、県下における郷学校設立の触れを出した（廃藩置県から町田市域は神奈川県へ編入。東京府に移るのは明治26年）。



小野郷学の扁額

小野郷学は、これに先立つ同年1月、小野路村寄場組合を訪問した県吏員の勧めから近隣の村落が結集し、翌2月に開校していた。学制発布に基づく小学校の設置までの2年余と短命であり、就学率も高いとはいえなかったが、9歳から66歳までと幅広い層の就学者と、その半数近くを20歳代・30歳代が占め、成人を含めた教育機関の様相であったこと、授業料は徴収せずほとんどを有志の寄附でまかなったこと、すべてが村民の手で運営されていたこと等、村民の教育の普及にかけた意気込みとそれを可能にしたエネルギーの存在を示し、教育史上評価に値するものといえる。

明治5年8月、政府は学制を発布、学校制度が始まった。しかし、校舎、教科書、教員等、制度を支える条件の整備は未解決であった。町田市域では明治6年5月までに、19の小学校舎が開設されたが、校舎には、寺院を充てた例が圧倒的に多かった。開曠学校（現南一小）は独立校舎をもち、明治12年までには11校の新築をみたが、いずれも草または板葺き、障子張りの簡単な建物にすぎず、建坪も少なかった。例えば大蔵村の育英学校は32坪（105.8㎡）であった。



明治23年 成瀬学校(現南二小)開校式

また、校舎の建設から教員の給与など、すべてが民費負担であり、学制の実施には財政上の無理があった。例えば大谷村の真敬学舎では、開校半年で本町田村の昭明学舎へ吸収合併し廃校とする案が出ているほどである。

当時、町田市域の就学率は全国より高いものであったが、農作業の手伝いを失うことや月謝は大きな負担であり、困窮、奉公等を理由に不就学を届け出る者もまだ多くいた。

政府は、こうした地方財政の窮状により、明治12年に学制を廃し、新たに教育令を公布して条件を緩和した。しかし、このことが学校の縮小や寺子屋式教育への回帰を招き、就学率が低下したため、翌年には改正令を発布、中央による統制強化に再転換した。あたかもこの時期、神奈川県下三多摩地方には自由民権運動の波のうねりが起こりつつあった。

明治中・後期

明治 22 (1889) 年、町村制が施行され、町村合併から、町田市域には、町田・南・鶴川・忠生・堺の五つの村が誕生した。この合併は、すでに明治 17 年 7 月より実施していた連合戸長役場制をより強化し、村の力をつける目的で行われたものである。こうして財政的基盤の確立が急がれる一方、小学校令の公布 (明治 19 年) 等による制度的な進展もあり、20 年代の初めには日本の近代教育の原型がほぼ整えられるようになった。小学校の教科が、国語 (読書・作文・習字)・算術・地理・歴史・理科・図画・体操・唱歌・裁縫・修身となったのも、14 年の文部省通達のあと、19 年に「小学校の学科及びその程度」が制定されてからのことである。

極東の小国であった日本が、列強の中で生き抜くためには、産業を興し国富を増やすと共に国民の知識水準をあげることが絶対に必要とされ、その努力が急ピッチで行われた。これは、清国、帝政ロシアへの対応の必要性が現実のものとして国民の間に強く意識されたからである。そのために明治中期以降の教育が、質実剛健の気風を高めつつも、知育強化に傾いていったのは自然の勢いであった。明治 41 (1908) 年になると修業年限が変更され、義務教育の尋常小学校を 4 年間から 6 年間に延伸し、これに伴って 4 年間だった高等小学校を 2 年間とした。

市域の小学校が村ごとに統合をみたのはこの前後の明治 34 年から 45 年 (大正元年) である。例えば鶴川地区では尋常 5 校と高等 1 校を統合して、鶴川尋常高等小学校が 41 年に発足した。最終的に市域の 22 の小学校は 7 校になった。

この時期の町田市域の教育の様子は、開曠小学校長を務めた坂本龍之輔の伝記小説『小説教育者』 (添田知道著、昭和 18 年新潮文芸賞のうち大衆文学賞受賞) に生き生きと描かれている。

本著は坂本の半生を教え子の添田が書いたもので、以下のような内容となっている。坂本は明治 27 年 10 月から 33 年 9 月までの 6 年間、開曠小学校に校長として赴任した。日清、日露の戦雲が急を告げる一方、市域には過激な政治運動を行う三多摩壮士もいる状況の中で、教育予算の確保のために頭を悩ませつつ、地域と子どもの実情を直視し、それにこたえる実用教育の建設に全力を投入した。本書が描く彼を取りまく状況の中に、明治中・後期の市域の教育の姿の一端をうかがうことができる。

大正期

この時期の日本は、第一次世界大戦、米騒動、関東大震災とたてつづけに大きな試練に出あうが、大正時代は明治期と一種違った、いわゆる大正デモクラシーの時期でもあった。これが教育界にも個性尊重、個別学習重視の『八大教育主張』に象徴される新風を呼び込んだのである。

知識重視の注入主義が真に身についた学力にならなかったことの反省は、既に明治の後期から指摘されていた。

こうした機運を反映して、政府が設置した諮問機関の臨時教育会議は、大正 6 (1917) 年「不必要ナル記憶ノ為ニ児童ノ心カヲ徒費スルノ弊風ヲ矯正スルノ必要アリト認ム」と答申した。



大正時代の小学校

こうした情勢の中で、文部省は国定教科書の内容を日常語化する等の手直しを進めたが、このような教育思潮の変化が町田市域の学校教育にどのような具体的影響を及ぼしたかについては、はっきりしたことは判っていない。子どもたちの昼食は依然として日の丸弁当であったし、履物は手作りの草履であった。先生の教えも厳格だったし、一律の知育重視の教育であった。しかし、新しい様相が全くなかったわけではない。例えば、大正後期から昭和初期にかけて、町田市域の各学校で、運動競技、特にバスケットボールが盛んになって、対抗試合が目立って頻繁になった。南小学校には優勝旗が20本もあったというし、鶴川小学校では女子が膝丈位の着物を着て、竹の皮草履の音をびたびたさせながら、忠生小学校までバスケットボールの練習試合に出かけたという。また、町田小学校は800mリレーなどの陸上競技で他校の大会に参加しては優勝旗を獲得して、学校の教材室を所狭しと飾ったそうである。

明治初頭以来、体育は健全な精神と肉体を育成するために重視され推進されてきていた。こうした努力がこの時期になって、次第に実を結んでくるようになった。例えば、日本がオリンピックに初めて参加したのは大正元年、初めての金メダル獲得は織田幹雄の三段跳で昭和3年のアムステルダム大会であった。

大正期の新教育の一つの方向は、固定の教科の枠を越えて、自由に学習領域を広げようとしたことであるといわれているが、そこには学校行事や教科外活動を正課と認めて指導すべきであるという主張もあった。市域の小学校における運動の興隆は、こうした社会状況と大正期の新教育の傾向とが交互に作用して現われたものと理解することができる。

学校行事といえば、遠足や運動会は明治期より行われている。遠足地は、市域内では薬師池が多く、近隣地では百草園や八王子等で、紺緋の着物を着て、地下足袋を履き、風呂敷包みにくるんだ弁当を背負い歩いていった。横浜線が敷かれてからは、鶴見の花月園や江ノ島、鎌倉等がこれに加わっている。また、昭和の初め、町田の常設館(現在の原町田四丁目にあった)で南部4か町村(町田・南・鶴川・忠生)の連合音楽会が開かれたが、こうした行事も大正期の教育の一点景といえよう。

義務教育の就学率は、大正の初期に98パーセントを突破した。市域の場合、明確な数字が出ていないが、明治の終わりから大正の初めにかけて児童数が急増したことや、女子の卒業生が男子を上まわる年があることなどの事実から同じような率の向上があったものと推察される。

大正期の義務教育は、質の問題が残されたとはいうものの、国民の間に十分浸透したといっようなよいようである。なお、こうした情勢をうけて大正期には市内各校で校舎の増改築が進行している。

昭和前期

昭和前期の教育は、一口に言って戦時体制下の教育である。大正15年、青年訓練所令が公布施行されて、小学校卒業者に4か年の軍事教練を含む公民教育を行うことになったが、その教場は小学校であった。男性の教員の多くは、並行して開設されていた補習学校の普通学科や修身公民科の指導に当たったのであった。

昭和12(1937)年7月、日中戦争が勃発すると国内の戦時体制は急速に強化された。

教育もその影響を色濃く受けて、昭和16(1941)年3月には国民学校令が公布されるに至った。町田市域の小学校は4月1日を期して一斉に国民学校と名称を変更した。

これに伴って高学年男子には剣道及び柔道が、同女子には^{なぎなた}薙刀が正課として加わることとなった。日本の教育はもともと精神主義的傾向が強かったが、この時代にはそれが極端に尊重された。小学生に軍人勅諭を暗唱させたり、毎朝の朝礼に「海行かば」を歌わせたりする一方、連帯責任ということが強調された。

戦争が激化し、とくに太平洋戦争（第二次世界大戦）が始まると、出征した兵士のあと、働き手を失った農家への勤労奉仕が高学年の日課となった。町田郵便局や軍需工場への動員も始まり、学校へ登校することはなくなった。

こうして子どもたちの影がうすくなった市域の各学校へ、昭和 19 年 8 月、空襲の危険をさせて区部から 689 名の児童が疎開してきた。

しかし、学校の実情は勉強どころではなかった。特に疎開の受け入れ先の教師達は、食糧や物品の確保と児童の健康維持に身をすり減らす日々を送っていた。戦争の激化は教育をも次第に追いつめていったのである。

なお、昭和初期には、玉川学園、町田女学校・町田高等女学校（後の都立町田高校）、原町田幼稚園と私立の学校が開設された。



東雲寺の疎開児童

戦後

昭和 20（1945）年 8 月、終戦と同時に日本の学校教育は、占領政策の規制をうけて、その制度が根底から改革されることになった。

文部省は、同年 9 月には新しい教育方針と「終戦二伴フ教科用図書取扱方二関スル件」を發し戦時教育を一掃する姿勢を見せ、同 22 年に、教育基本法及び学校教育法の制定、学習指導要領・一般編（試案）を公布し、新教育の具体的学習活動が進められるようになった。

なお終戦後すぐの学校の様子について、教科書の墨塗りや焼却処分、MP（米軍憲兵）の巡検があったことなどが学校日誌に残っている。

こうして 6・3・3・4 制が実施され、同 22 年より新制中学が発足することになり、ふたたび市民の浄財と奉仕によって、それぞれの町村に中学校が設置された。

また、この時期すでに町田市域には住宅進出が始まっていて、人口増加が進みつつあった。町田小（現町田一小）では昭和 26 年 4 月の児童数が 2,980 余名、学級数が 60 となり、教室の増設が急務とされ、昭和 27 年に町田二小、町田三小、昭和 30 年に町田四小が開校した。他の地域でも忠生二小、南三小等、分校が独立するなどしている。

高度経済成長期、東京への人口集中の波が町田にも押し寄せ、昭和 40 年頃から大規模な団地建設が進むと、団地人口の急増は児童・生徒の増加となり、さらに学校建設に追われた。終戦時に 7 校であった小学校は、昭和 59（1984）年 4 月には 44 校となり、中学校は 5 校から 20 校にとふくれあがった。

市の人口増加に伴って、公私立の高校、大学が住宅都市に進出したのも戦後の特徴である。高校の進出は昭和 21 年の桜美林学園の創設に始まり、大学は昭和 22 年の玉川大学の認可が最初である。

現在、市域の高校は都立7校、私立5校、高等専門学校1校で、大学は短大を含めて9校を数える。

児童・生徒の急増、学校の増設は教職員の意識を変えた。区部の学校を経験した教師の増加や1割を超す新採用教師の加入は、教育活動を活発にした。また、町田の子も色々な地域や学校から転入してきた児童・生徒の影響を受け、生活が大きく変わっていった。

戦後の新学制は、社会科や特別活動の新設、学校給食の実施、児童・生徒の自治活動の重視等教育内容を大きく変えた。その実施にあたって、当初は少々の混乱があったが、一世紀近い近代教育の積み上げがものをいい、急速に定着し安定に向かっていった。そのころから、人口の都市集中と歩を合わせるように受験戦争が激化し、学習塾や進学塾に通う小・中学生が増えた。子どもたちの生活にも都市化傾向がみられるようになり、様々な問題行動が発生し、教育関係者の悩みの種となっていた。

一方、障がいのある児童に対する小学校での特別な教育は、昭和20年代後半から徐々に試みられてきたが、町田市が学級を設置したのは昭和34年である。以来、父母の要望とこれに積極的に応える学校の具体的な実践、人的・物的条件の整備に手を尽くす行政の施策等により、子どもたちの教育環境が整備され充実して、他地域にはみられない取組により、障がい児教育の先進市としての評価が高まっていった。

児童・生徒の急増は子どもの生活を大きく変え、さまざまな問題行動が見られるようになった。青少年の健全育成が市民の関心事となり、市は昭和41(1966)年に青少年の健全育成都市宣言を発した。生活指導の強化が求められるとともに、子どもの心の指導を要請する声が大きくなっていった。

平成

都市型社会の影響からくる地域力の低下は著しく、社会規範の弱体化は憂慮すべき問題であった。平成11(1999)年以降、都内の青少年の不良行為(飲酒、喫煙、深夜徘徊等)件数は増加傾向にあり、そのため、衰えた地域力を補うものとして、学校での規範教育を求める声が高まっていった。

また、地域と学校の連携を図り、地域に根ざし、開かれた学校づくりを進めるため、平成14(2002)年から、「学校運営協議会」「学生教育ボランティア制度」が始まった。平成19(2007)年には、「ボランティアの参画拡充」を本市の中期経営計画に位置づけて「小・中学校支援ボランティア推進事業」を実施している。

また、地域の教育力を活用するため、平成20(2008)年10月に地域人材を広く募集し、目的に応じ適材適所を考慮して登録し、学校の実情やニーズに対応して紹介、派遣することのできる窓口として「学校支援センター」を新設したほか、平成15(2003)年「道徳授業地区公開講座」、平成17(2005)年「セーフティ教室」とさまざまな形で地域とともに学校教育を進めていく施策を行っている。平成21(2009)年度からは学校支援地域理事を設置し、地域に根ざした特色ある学校運営のため活動を行なっている。

平成16(2004)年度からは小・中学校の新1年生を対象に、自ら希望し指定校以外の入学を選択できる「市立小・中学校選択制度」を開始した(2013年度より「通学区域緩和制度」に名称変更)。同じく平成16(2004)年に、教育相談所・教育研究所が移転し、「町田市教育センター(旧忠生第四小学校跡)」を開所した。高度情報化社会の進展を踏まえ、平成17年(2005)度にこの教育セ

ンターを拠点として情報教育を強化していくために市立小・中学校全校と教育センターを結ぶ学校 LAN の整備を行った。デジタル教材、モデル授業の共有等、ネットワークを生かした活用が行われている。同年 9 月には全中学校 2 年生の一斉職場体験事業を実施した。子どもたちの「生きる力」を育むキャリア教育の一環であり、フリーターやニートの増加を懸念しての教育施策である。

平成 17 (2005) 年 4 月には、町田市としては 21 年ぶりの新設校として「小山ヶ丘小学校」が開校した。小山ヶ丘地区のマンション建設などによる人口増加に対応するものであり、その後も平成 22 (2010) 年 4 月に「小山中央小学校」が開校し、平成 24 (2012) 年 4 月には中学校としては 28 年ぶりに新設校として「小山中学校」が開校した。敷地の段差を活かし、南側に保存緑地を擁した自然豊かな多摩丘陵の眺望と木々の緑の景観を楽しめる教室配置となっている。

また、かねてより要望のあった中学校給食の導入を開始した。毎年 4 校ずつ開始し、平成 21 年度に全校実施となった。給食の方法は「弁当併用外注給食方式」とし、希望者のみ配送している。

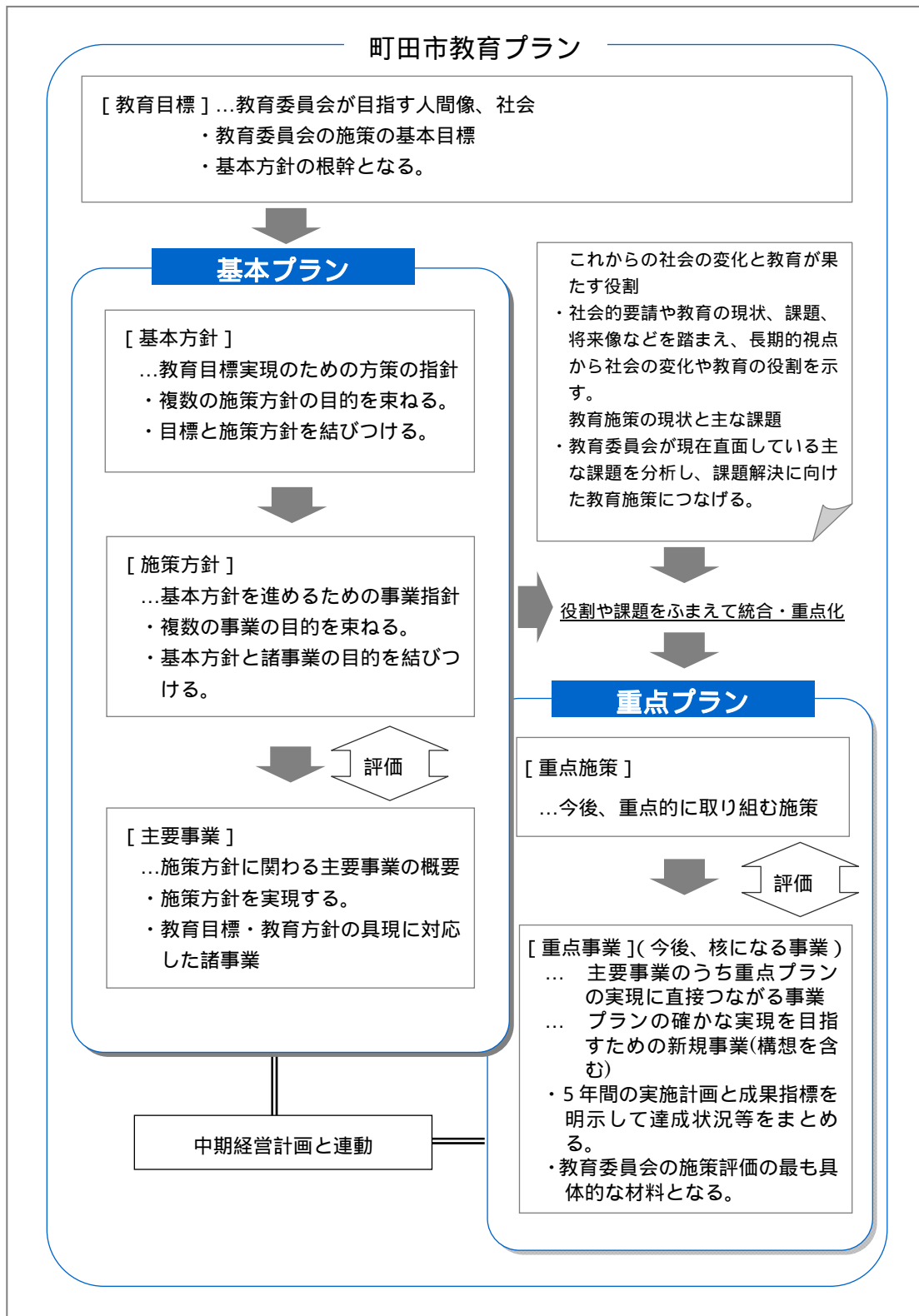
平成 18 (2006) 年に、約 60 年ぶりに教育基本法が改正されたことをうけ、平成 21 (2009) 年 3 月に教育委員会として初となる「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」、『町田市教育プラン』が策定された。

平成 20 (2008) 年 4 月から、市立全小・中学校を本市独自重点カリキュラムでつなげる全市型の小中一貫「町田っ子カリキュラム」(規範教育、キャリア教育、英語教育、食育の 4 領域)が始まった。規範意識やコミュニケーション能力を高めながら、働くことの大切さを実感し、心身ともに健康で進んで社会に関わろうとする児童・生徒を育成することをねらいとしている。

平成 24 (2012) 年 4 月には、大戸小学校と武蔵岡中学校を対象に、町田市で初めての合同校舎型小中一貫校「ゆくのき学園」が開校した。学校と地域が一体感を持って取り組む地域協働の学校づくり・市民協働の街づくりの実現を目指す。また、同年 7 月、町田市役所が移転し、一部の業務を除き、15 の施設に分散していた行政機能が 1 箇所に集約された。8 月末には、3 カ年にわたる普通教室への空調設備設置が全校で完了した。

2. 教育プラン

教育委員会では、教育関係の法改正などを踏まえて、2007年度末に教育目標と基本方針を大幅に改定しました。教育プランは、その目標と方針に沿って、今後、教育施策をどのように進めていくかをまとめたもので、2009年度を計画の初年度として策定されました。教育目標や基本方針を軸として諸事業を体系化した教育施策の全体計画である「基本プラン」と、これからの社会の変化と教育が果たす役割や課題などを背景として、今後の教育施策の方向を示した重点計画である「重点プラン」の2つで構成されています。計画期間はおおむね10年間としています。



3 . 教育目標

町田市教育委員会は、子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

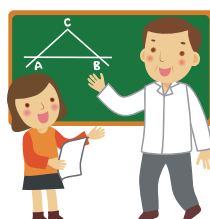
基本方針及び施策方針

基本方針1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

日本国憲法及び教育基本法の精神を基盤とし、人権尊重を柱とする町田市子ども憲章の趣旨を生かして、次代を担う子どもたちに、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きる力や生涯にわたって学び続ける意欲、健やかな精神や豊かな心をはぐくみます。

施策方針

- (1) 人権尊重の精神、男女平等の意識、平和を愛する心、生命を尊重する心及び自然を大切に
する心などをはぐくむ教育を進めます。
- (2) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛するとともに、公共の精神、社会
貢献の精神をはぐくむ教育を進めます。また、異文化理解を基盤とした国際理解の教育を進
めます。
- (3) 障がいのある人や高齢者などすべての人が社会の一員として、明るく平等に活動できる社
会を目指し、お互いを理解し、連帯感をはぐくむ教育を進めます。
- (4) 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらの活用を重視するとともに、言葉を大切に
してコミュニケーション能力を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれ
た教育を進めます。
- (5) 個性や創造性を伸ばし、自主・自律の精神を養うとともに、自己の生き方についての考え
を深め、望ましい勤労観・職業観を身に付ける教育を進めます。



基本方針2 学校の教育力の向上

様々な教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために、教育環境を充実・整備し、教師の指導力を含めた学校の教育力の向上を図ります。

施策方針

- (1) 学校が自校の教育目標の実現に向けて、学習指導要領に則った教育課程、教育活動を計画的に進めることができるよう支援します。
- (2) 教師が指導力や様々な教育課題に対応する力を高めるため、研修する機会・内容の充実を図ります。
- (3) 学習集団を弾力的に編成し、少人数集団における指導、指導補助者を活用した指導など、子ども一人一人の理解や学習内容の定着の状況に応じた指導の充実を図ります。
- (4) 障がいのある子ども一人一人の教育ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うために、専門家等による助言や支援者による指導補助などを通して、特別支援教育を進めます。
- (5) 子どもたちが情報を正確に処理する力や正しく判断する力、情報を効果的に活用したり発信したりする力を高めるために、情報機器や図書館などを活用した授業ができる環境の充実・整備を進めます。
- (6) 子どもたちが健康で安全な生活を送ることができるよう、学校施設や教育環境の充実・整備を進めます。



基本方針3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した健全育成などの教育の取組を進めるとともに、情報発信や公開、学校評価を充実し、信頼される学校づくりを進めます。

施策方針

- (1) 家庭教育の重要性を踏まえ、家庭と学校との密接な連携により、規範意識の向上、あいさつや食事などの基本的な生活習慣、家庭学習などの習慣の形成に努めます。また、小学校と中学校との連携を強化し、小中一貫校はもとより、義務教育9年間を一貫した理念・計画のもとで、効果的に指導する体制づくりを進めます。
- (2) 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、危機管理の視点からも、学校、家庭・地域、関係諸機関と一体となって、非行・問題行動や犯罪被害・交通事故の未然防止、防災教育の推進、心身の健康の保持増進に取り組みます。
- (3) いじめは、すべての学校・学級で起こりうるという認識のもと、学校、家庭・地域、関係諸機関との密接かつ日常的な連携により、その解消を図るとともに、対応力の向上を図ります。また、いじめ・不登校などの教育課題、就学や進路に関する悩みなどに対応する教育相談の機能を高めます。
- (4) 学校が充実した教育活動を進めることができるよう、授業や生活指導、部活動、学校図書館などへの保護者や地域の方々の積極的な参加ができる仕組みづくりを進めます。
- (5) 保護者の組織や市民、学校支援地域理事や学校支援ボランティア等と連携した「開かれた学校経営」を行い、積極的に評価を受け、改善を図ることで信頼される学校づくりを進めます。また、地域に開かれた公開授業や研究等に取り組むとともに、積極的に説明責任を果たします。



基本方針4 生涯学習の推進

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続けることができる社会を目指し、学習の場や機会の充実、環境の整備を進めます。

施策方針

- (1) 市民が自らに適した学習活動を行えるよう、講座や講演会、展示会、発表会等の情報を積極的に提供するとともに、学習をさらに深めるための相談機能の充実を図ります。
- (2) 図書館では図書その他の資料の充実・サービスの向上を図り、生涯学習センターや市民文学館では、多様化する市民の学習ニーズに応える講座等を開催し、市民が誰でも自由に学習できる環境の整備を進めます。
- (3) 地域の教育力の向上を図るために、学校と地域の連携・交流を深める仕組みづくりを進めます。また、地域の大学や生涯学習事業を行っているその他の機関との連携を図ります。
- (4) 市民が自らの学習成果を地域等様々な場で発揮できるよう支援します。また、市民が学習の場を十分確保できるよう社会教育施設の整備を図るとともに、学校が地域の拠点となるよう校庭、体育館、教室の開放を進めます。
- (5) 市内の貴重な文化財の維持・保全に努め、市民が文化財に親しめる機会を提供します。
- (6) 「町田市文化芸術振興施策の基本方針」や「町田市スポーツ振興計画」、「町田市子どもマスタープラン」等の施策展開に対して、積極的に参画・連携します。



重点施策及び重点事業

基本方針	施策方針（主なキーワード）	主要事業（取組を含む）
1 子どもたちの生きる力と 健やかな精神の育成	(1) 人権尊重、男女平等、 平和・生命尊重、自然愛	規範教育の推進（小中一貫）
		人権教育推進委員会
		道徳教育の充実
	(2) 伝統・文化、公共の精神、 社会貢献、国際理解	国際理解教育推進事業
		英語教育の推進（小中一貫）
		日本の伝統・文化理解教育の推進 芸術・文化に触れる体験活動の推進
	(3) 相互理解と連帯感	特別支援教室整備事業
		就学措置事務
	(4) 確かな学力と豊かな人間関係	研究・研修奨励事業
		授業力・教育課題研修会(大学連携)
		科学教育センター事業
		児童・生徒の体力の向上推進 新教育課程編成資料作成
	(5) 個性や創造性、自主・自律、 望ましい勤労観・職業観	中学生職場体験事業
		部活動推進事業
		キャリア教育の推進（小中一貫）
2 学校の教育力の向上	(1) 教師の研修の充実	研究・研修事業
		授業力向上プログラム
		授業力・教育課題研修会(大学連携)
		町田市教育情報ネットワーク
	(2) 適正な教育課程、計画的な 教育活動の実施	適正な教育課程編成への支援
		週の指導計画の作成
		学校訪問
	(3) 個に応じた指導の充実	学校支援ボランティア推進事業
		少人数指導の推進
	(4) 特別支援教育の推進	特別支援教育推進事業（人材派遣）
		特別支援教育推進事業（教員研修）
		特別支援事業（支援員派遣）
		自立活動支援事業 幼小保す養連絡協議会
	(5) コミュニティネットワーク、学校図書館等 情報活用環境の充実・整備	ネットワーク整備事業
		町田市教育情報ネットワーク
		学校図書館と公立図書館の連携
	(6) 健康で安全な学校施設や教育 環境の充実・整備	学校施設耐震補強事業
		学校施設リファイン計画
		学校運営物品管理事務
		強化陶磁器食器導入事業
		学校新設事業
児童・生徒急増対策事業 中学校給食事業		

基本方針	施策方針（主なキーワード）	主要事業（取組を含む）
3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進	(1) 家庭教育と学校との連携、 小中連携・一貫体制の推進	食育の推進（小中一貫）
		「東京都教育の日」講演会
		小中一貫指導推進校の指定
	(2) 関係諸機関や家庭・地域と連携した 非行・問題行動、犯罪被害の防止	教育指導推進事業
		防犯対策事業
		学校・警察連絡協議会
		学校サポートチーム
	(3) いじめ・不登校への対応、 教育相談	セーフティ教室
		規範教育の推進（小中一貫）
		教育相談事業
	(4) 学校教育への保護者、地域 参加の促進	e - ラーニング学習支援(大学連携)
		小学校適応指導教室事業
		生活指導補助者派遣事業
	(5) 開かれた学校経営の推進	学校支援ボランティア推進事業
		町田市教育情報ネットワーク
研究・研修奨励事業		
学校運営推進協議会		
4 生涯学習の推進	(1) 生涯学習情報の提供	学校評価（自己評価と関係者評価）
		学校ホームページ
	(2) 生涯学習情報の提供	ホームページや広報紙での情報提供
		生涯学習NAVIや情報コーナー
		生涯学習関連団体の情報提供
	(3) 社会教育の充実	公民館事業
		市民大学事業
		図書館資料貸出し・閲覧事業
		各施設閲覧、展示、利用普及等事業
	(4) 地域の教育力の向上	地域学習ネットワーク事業
		地域協働の学校づくりの支援
		共催・連携事業
	(5) 社会教育施設の整備	社会教育関係団体講師派遣事業
		図書館利用環境の充実
公民館施設貸出事業		
(6) 文化財の維持・保全・活用	埋蔵文化財保護事業	
	古民家保存事業	
	文化財活用事業	
(7) 文化・スポーツ振興への参画	町田市子ども読書活動推進計画実施	
	「スポーツ振興計画」策定への参画	

4 . 教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体が教育、学術、文化に関する事務を処理するために、市長から独立した行政委員会として設置された合議制の執行機関です。

(1) 教育委員会の委員

教育委員会は、5人の委員で組織されています。委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命するものです。任期は4年です。

委員長は、委員のうちから選挙によって選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。任期は1年ですが、再選が可能です。

委員長職務代理者は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときに委員長の職務を代行します。

教育長は、委員のうちから教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。



佐藤委員長



岡田委員



井関委員



高橋委員



渋谷教育長

教育委員会委員 (2013 年 4 月現在)

職名	氏名	任期
委員長	さとう のぼる 佐藤 昇	2012.4.1 ~ 2016.3.31
委員長職務代理者	おかだ えいこ 岡田 英子	2010.10.28 ~ 2014.10.27
委員	いせき たかよし 井関 孝善	2010.10.28 ~ 2014.10.27
委員	たかはし けいこ 高橋 圭子	2012.7.1 ~ 2016.6.30
教育長	しばや ともかつ 渋谷 友克	2010.4.1 ~ 2014.3.31

(2) 教育委員会の開催

教育委員会の会議は、「町田市教育委員会会議規則」の定めるところにより、毎月1回定例会が開催されるほか、必要に応じて臨時会が開催されます。また、これらの会議とは別に、教育行政全般について協議するために協議会が開催されます。2012年度には、定例会12回、臨時会5回が開かれ、下表の議案が付議され、可決されました。



月日	会議名	付議案件
4/2	第1回臨時会	委員長職務代理者指定選挙
4/13	第1回定例会	議案第1号 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第2号 学校歯科医の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第3号 町田市立学校結核対策委員会委員の委嘱（解職）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第4号 町田市公立学校教職員の新規採用に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第5号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第6号 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第7号 町田市民文学館運営協議会委員の解職及び委嘱について 議案第8号 教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて
5/11	第2回定例会	議案第9号 町田市立学校学校支援地域理事の任命について 議案第10号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第11号 都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第12号 2012年度町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について 議案第13号 第28期社会教育委員の委嘱について 議案第14号 第1期生涯学習審議会委員の委嘱について 議案第15号 子ども向けブックリスト等作成協力者への感謝状の贈呈について 議案第16号 第1期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱について
6/15	第3回定例会	議案第17号 町田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について 議案第18号 町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程について 議案第19号 町田市立学校学校支援地域理事の任命について 議案第20号 町田市通学区域検討委員会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第21号 学校医の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第22号 町田市学校給食問題協議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第23号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第24号 町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会委員の委嘱について 議案第25号 町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱及び任命について 議案第26号 町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任について 議案第27号 第二次町田市子ども読書活動推進会議委員の委嘱及び解嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて
7/20	第4回定例会	議案第28号 町田市立学校学校支援地域理事の任命について 議案第29号 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第30号 都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 議案第31号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて

8/3	第 5 回定例会	議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号	2012年度町田市教育委員会の施策等に関する点検及び評価（2011年度分）について 町田市立学校学校支援地域理事の任命について 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について 条件附採用期間にある教育職員の正式採用決定に係る内申について 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 2013年度使用教科用図書（小学校）の採択について 2013年度使用教科用図書（中学校）の採択について 2013年度使用教科用図書（特別支援学級用）の採択について 町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について
9/4	第 6 回定例会	議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 学校薬剤師の委嘱（解嘱）について 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 第 1 期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱について 町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
10/1	第 2 回臨時会	議案第49号 議案第50号 議案第51号	教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 校長の任命（新任）に係る内申について
10/12	第 7 回定例会	議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号	町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の復職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 町田市立図書館運営規則の一部を改正する規則について
11/2	第 8 回定例会	議案第57号 議案第58号 議案第59号	町田市教育プラン改定方針について 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて
11/2	第 3 回臨時会		委員長選挙
12/14	第 9 回定例会	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号	町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 学校歯科医の委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 町田市指定有形文化財の指定について まちだ市民大学H A T Sプログラム委員の委嘱について
1/18	第 10 回定例会	議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第73号	2013年度町田市教育委員会教育目標、基本方針及び施策方針について 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 教育委員会職員の休職に係る処分について 学校医の委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の復職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の服務事故に係る処分について 町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡保存管理計画策定検討委員会委員の委嘱について

2/1	第 11 回定例会	議案第74号 議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第81号 議案第82号	児童・生徒の表彰について 町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程について 町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 教育委員会職員の休職に係る処分について 町田市立学校の通学区域の変更について 都費負担教職員の復職の取消しに係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の勤奨退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 学校支援ボランティアへの感謝状の贈呈について
2/15	第 4 回臨時会	議案第83号 議案第84号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）について 平成25年度町田市公立学校校長・副校長の人事異動及び統括校長の任用について
3/13	第 12 回定例会	議案第85号 議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第94号 議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第98号 議案第99号	町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 教育委員会表彰について 平成24年度教職員への感謝状の贈呈について 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について 町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について 町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について 町田市立学校の学級編制基準の一部改正について 学校医等の委嘱について 都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 条件附採用期間にある教育職員の正式採用決定に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 平成24年度町田市公立学校教員の人事異動に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の復職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて
3/29	第 5 回臨時会	議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号	教育委員会職員の3月31日付け人事異動の承認を求めることについて 教育委員会職員の4月1日付け人事異動の承認を求めることについて 町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について 児童・生徒の表彰に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて

(3) 2012 年度教育委員の主な活動状況

(2)で挙げた会議等のほか、以下のような活動を行い、教育委員会としての考えや思いを広め、更に、さまざまな活動を称え激励し、また現場の状況や生の声を把握することにより、教育行政の一層の充実に努めています。

<p>儀式・表彰式、市議会、教育委員会連合会、校長会等への出席 教職員の辞令交付式、学校支援ボランティア感謝状贈呈式、定例校長会・副校長会、町田市議会定例会本会議、東京都教育施策連絡会、全国都市教育長会協議会 東京都市町村教育委員会連合会の総会・理事会・研修会、東京都市教育長会の会議・研修会 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の総会・研修会ほか</p>
<p>学校への訪問 市教委訪問（15校）、指導主事訪問（14校）、道徳授業地区公開講座（21校）、研究発表会 入学式・卒業式、運動会・体育祭、学習発表会等学校行事、合唱コンクール 周年記念式典など</p>
<p>市や学校の連合団体等が主催する研修会等への参加 夏季休業中の授業力・教育課題研修、小・中学校教育研究会の総会・研究発表会 学校支援ボランティアコーディネーター研修会、小中一貫モデル校報告会 町田市教育講演会ほか</p>
<p>教育機関の事業や生涯学習施設の展示会・講座等への参加 小・中学校科学教育センター事業、公民館障がい者青年学級開級式・成果発表会 市民大学の講座、生涯学習センターまつり、文学館まつり、ひなた村・創作童話作品発表会 文学館・自由民権資料館・国際版画美術館等の企画展内覧会やオープニングセレモニーほか</p>
<p>市や市民団体等が主催する文化・スポーツ等の行事・式典への参加 子ども教育委員会、小学校合同音楽会、中学校連合音楽会、中学校連合演劇発表会 町田市公立小・中学校作品展、二十祭まちだ（成人式）、社会を明るくする運動町田大会 町田市新体操選手権大会、町田市こどもマラソン大会、町田市中学校対抗陸上競技大会 中学生東京駅伝、スポーツ祭東京 2013 関連行事ほか</p>
<p>P T A や市民団体等との懇談 公立小学校 P T A 連絡協議会の総会・懇談会、中学校 P T A 連合会の総会・懇談会 市議会議員との意見交換会、障がい児保護者団体との懇談会ほか</p>
<p>その他教育に関連した活動 都立町田の丘学園訪問、全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムほか</p>

市教委訪問・教育長以下、学校教育部の全管理職が学校を訪問するもので、各学校が抱える教育上の諸課題について、その実態を把握し、解決の方途を見出すために実施するものです。全学級の授業参観や教職員との協議・懇談会等を通じて、児童・生徒の教育指導、指導内容・方法、教材・用具、施設・設備、教育環境、保健衛生等、広い視野から教育上の諸課題について話し合い、学校と市教委との連携を深めるねらいがあります。4年に一度は各校を訪問することになります。

指導主事訪問・教育委員（教育長を除く）と指導主事が学校を訪問し、各学校の状況に応じ、児童・生徒の指導上の諸問題を中心に、その学校のもつ課題について教職員とともに具体的な解決の方法を見出す目的で行なわれています。上記の市教委訪問と比較しても、研究推進と授業改善に比重をかけています。4年に一度は各校を訪問することになります。

研究発表会・教育委員会が例示するテーマを参考にして、各学校が研究主題を決めて取り組むもので、ここ数年各学校の研究意欲は高く、研究推進校、研究校がその成果や知見を広く内外に公開発表しました。

道徳授業地区公開講座・・・東京都の「心の東京革命」の一貫として全都の公立学校で開催しているもので、各学校での道徳の時間の授業を保護者や地域の方々など、広く市民に見ていただいています。併せて、子どもの健全育成や子育てについての講演会を開催したり、授業後に意見交換会などを行ったりして、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進していくとともに、子どもたちの健全育成を図ることがねらいです。意見交換会では、教育委員が、参観した授業について講評し、また、道徳授業地区公開講座の主旨説明などを行っています。

(4) 学校支援地域理事

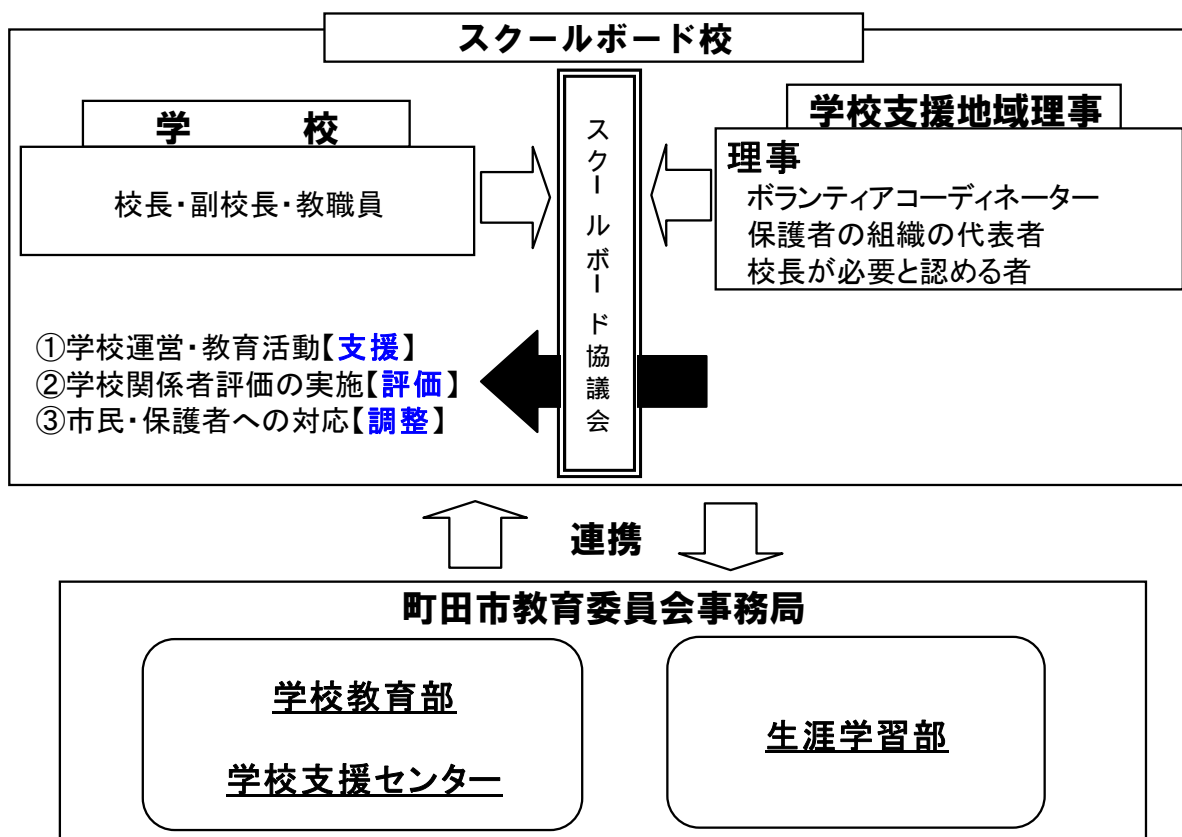
市立小・中学校において、保護者や地域住民の意向を的確に把握し反映させるとともに、その協力を得てより一層効果的かつ円滑な学校運営を行うことにより、地域や社会に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、各校校長の推薦により選出された学校支援地域理事を設置し、全小・中学校がスクールボード校として運営しています。

学校支援地域理事の主な活動

スクールボード協議会参加、学校活動への助言、学校評価、授業参観・運動会・学習発表会・周年行事など学校行事への参加ほか

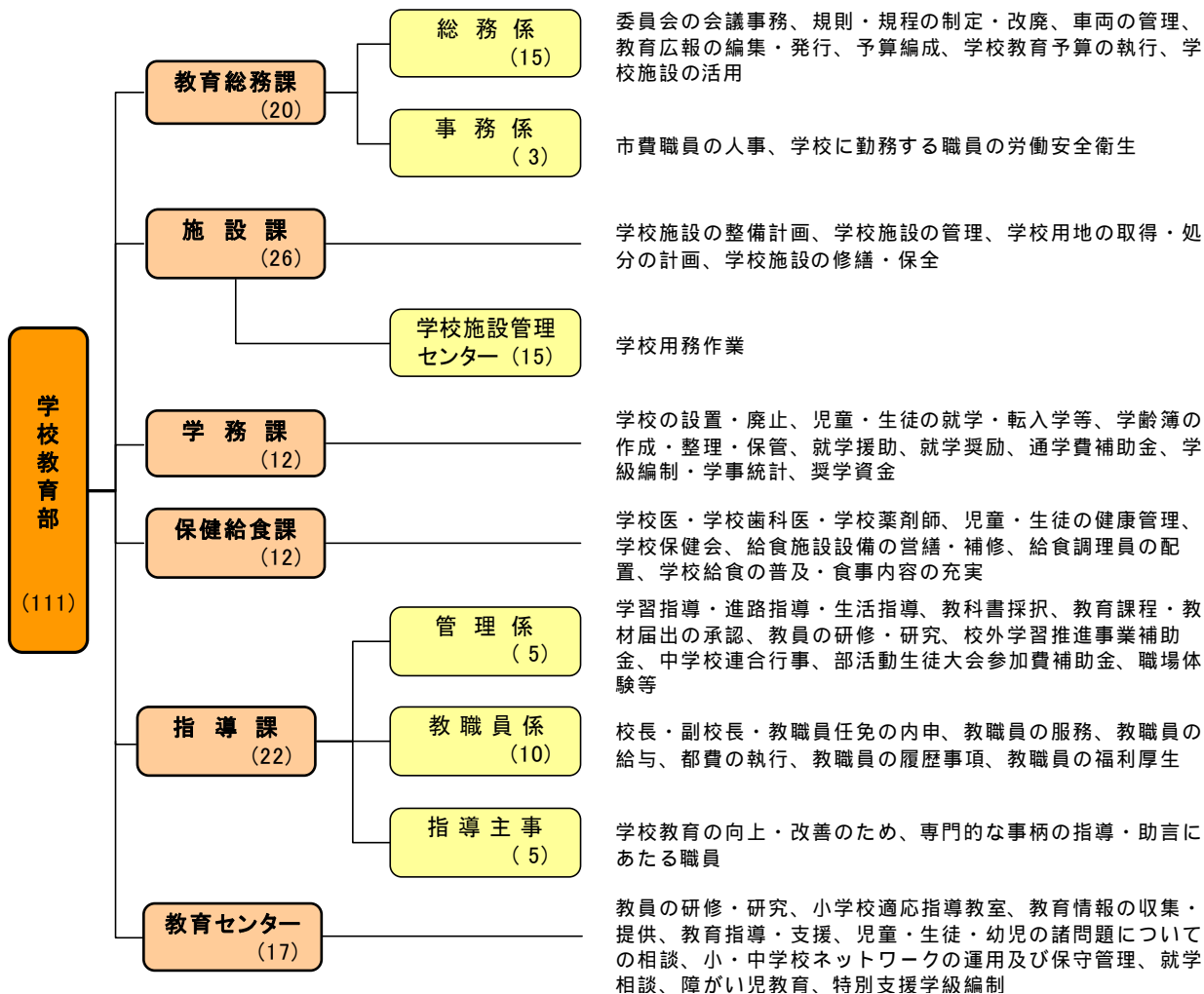
スクールボード・・・アメリカにおいて州ごとに教育委員会が置かれる前に、市町村がそれ以下のコミュニティで学校を維持していくため、住民が自分たちの手で学校を運営していた時期があった。これがスクールボード（「学校委員会」又は「学区委員会」）であり、町田市は、その精神を大切にしていくものであり、学校支援地域理事の支援による学校運営形態を表す言葉とする。

学校評価・・・学校が、学校としての教育機能をどのように、またどの程度果たしているかをできるだけ客観的、総合的に把握・分析し、その結果に基づいて教育活動全般についての改善策を立てること。



(5) 教育委員会の組織と事務分掌

教育委員会事務局及び教育機関は、教育長の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務を処理します。



小学校 42校
中学校 20校
うち小中一貫校 各1校

市立学校に勤務する職員数 (2013年5月1日現在)

教職員数 (都費職員)

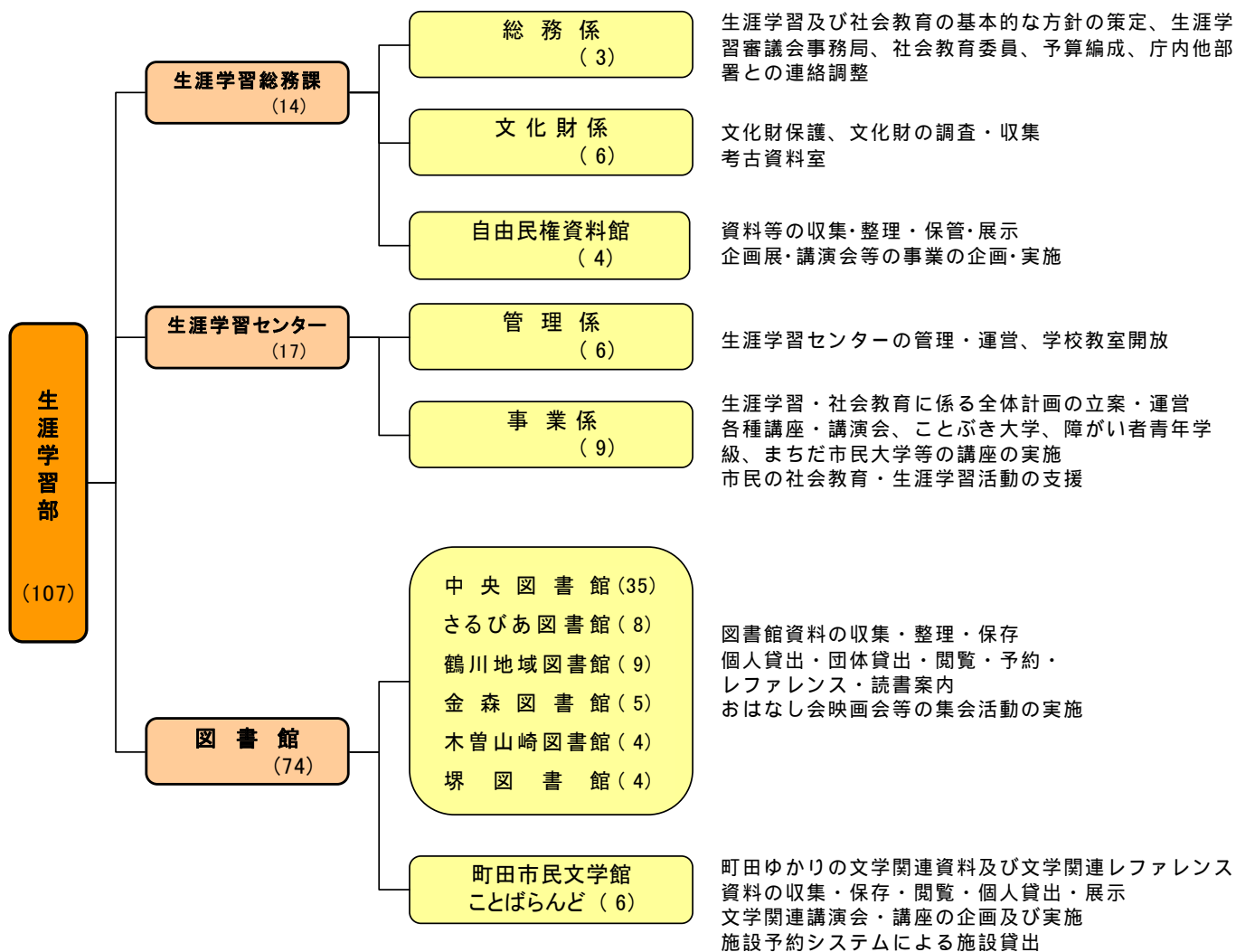
(人)

区分	教員						事務職員	栄養士	合計
	校長	副校長	教諭	栄養教諭	養護教諭	小計			
小学校	41	42	1,011	1	45	1,140	40	20	1,200
中学校	20	20	550	0	23	613	20	0	633
合計	61	62	1,561	1	68	1,753	60	20	1,833

学校勤務職員数（市費職員）

（人）

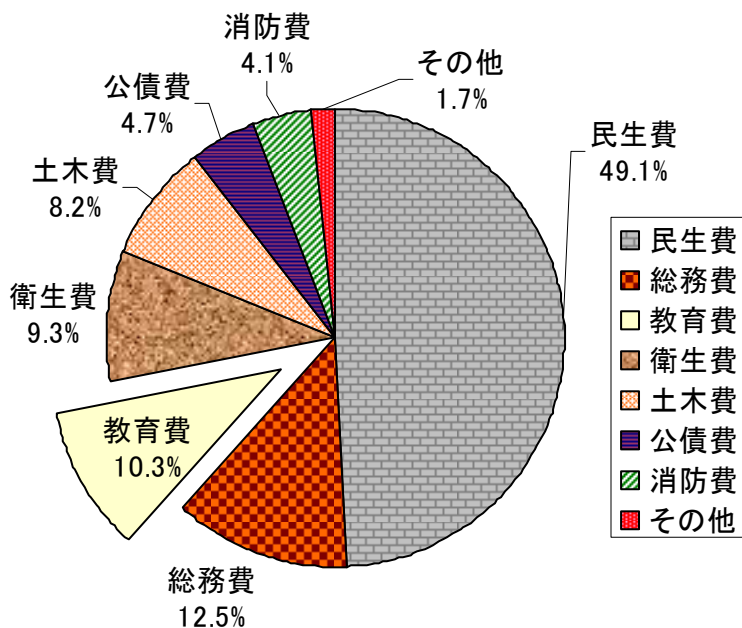
区分	学校事務	一般用務	給食調理	栄養士	合計
小学校	41	39	71	21	172
中学校	21	20	0	0	41
合計	62	59	71	21	213



5 . 教育予算

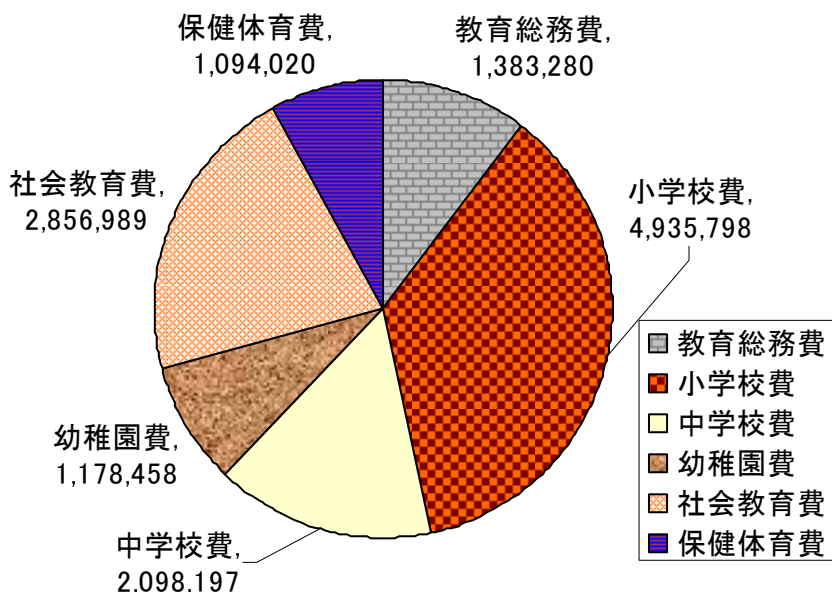
教育委員会では、教育行政を進めていく上での基本的な考え方として教育目標を設けています。この教育目標の実現に向け、予算が編成され、事業等が実施されています。2013年度の教育費に係る当初予算は、135億4,674万2千円となっています。

一般会計当初予算歳出にみる教育費の割合



款	予算額(千円)	比率
民生費	64,653,500	49.1%
総務費	16,488,044	12.5%
教育費	13,546,742	10.3%
衛生費	12,266,202	9.3%
土木費	10,857,427	8.2%
公債費	6,140,944	4.7%
消防費	5,430,589	4.1%
その他	2,266,106	1.7%
合計	131,649,554	100.0%

教育費当初予算歳出の内訳(単位:千円)



項	予算額(千円)	比率
教育総務費	1,383,280	10.2%
小学校費	4,935,798	36.4%
中学校費	2,098,197	15.5%
幼稚園費	1,178,458	8.7%
社会教育費	2,856,989	21.1%
保健体育費	1,094,020	8.1%
合計	13,546,742	100.0%

主な事業と予算(2013年度)

【学校教育】

(単位：千円)

事業	内容	予算額
奨学金の支給	高等学校等に在学し、成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に月額8,700円を支給しています。	15,765
教育の研究	研究推進校(10校)研究校(10校)の研究を助成、小・中学校教育研究会への助成、校内研究会講師謝礼の支払い、国・都委託研究事業を実施しています。	10,938
学校の管理運営	小学校42校、中学校20校の教材備品の購入費、警備の委託料、光熱水費などです。	1,384,462
学校の維持	小・中学校62校の施設・設備を維持するため、修繕・補修工事等を行います。	124,102
特別支援学級の運営	小学校には、固定制として知的障がい学級を20校、肢体不自由学級を2校、情緒障がい学級を2校、通級制として弱視学級を1校、難聴学級を2校、言語障がい学級を1校、情緒障がい学級を7校、中学校には、固定制として知的障がい学級を10校、肢体不自由学級を1校、通級制として情緒障がい学級3校(1校は不登校)、難聴学級を1校設置しています。	295,444
就学の援助	市立小・中学校に在籍し、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費、夏季施設費、給食費などを補助しています。	389,447
特別支援学級在籍児童・生徒の保護者への補助	市立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費、給食費などを補助しています。(保護者の所得により、補助の内容が変わります)。	34,111
通学費の援助	町田市立小・中学校に在籍し、自宅から学校までの距離が小学校1.5キロメートル・中学校2キロメートル以上で、公共交通機関で通学している児童・生徒の保護者に、定期代の2/3の金額を補助しています(区域外就学者、指定校変更者(特認地区を除く。)及び通学区域緩和制度利用者は対象になりません)。	12,747
集団宿泊事業	小学5・6年、中学1・2・3年が実施する宿泊行事に対し、交通費の一部を補助し、看護師を派遣しています。(引率教員入場料も含まれる)	99,905
社会科見学の補助	小学3年生の社会科市内施設見学のバス代を補助しています。	6,426
生活指導補助者の派遣	小学校に入学したばかりの新1年生が学校生活になれるまでの約2ヶ月間、補助者を派遣します。	27,605
健康診断	学校保健法に基づき、定期健康診断を行っています。	71,599
小学校給食	単独校方式により小学校全校で完全給食を実施しています。	814,971
中学校給食	給食を希望する生徒に、業者が調理し学校に配送する弁当形式の給食(弁当併用外注給食方式)を提供するため、調理・配送等の委託をします。	121,865
学校ネットワーク	学校ネットワークの保守管理や拡張整備、インターネット通信費、教育用パソコンの整備などを行なっています。	342,070
学校施設の整備	校舎内部の改修や防音工事など、既存施設の整備を進めるとともに、老朽化した学校の改築を行うために基本・実施設計を行います。	1,091,864

【生涯学習】

(単位：千円)

事業	内容	予算額
自由民権資料館	自由民権運動や町田市域の歴史に関する史料を収集・整理・保管し、市民の方への公開・閲覧を行っています。また、常設展示に加えて企画展や講演会のほか、市民向け講座、図書の刊行を行っています。	24,467
文化財の保護	文化財保護審議会の運営、指定文化財(国・都・市)の保存・活用、無形民俗文化財の保護・育成、文化財図書刊行事業、埋蔵文化財の発掘調査、考古資料室の管理・市民への開放などです。	42,064
生涯学習センターの管理	施設の運営と維持・管理を行っています。	108,401
団体活動の援助	社会教育関係団体へ事業費の補助、及び講師費用の一部を補助します。	1,475
学校の教室開放	市民の生涯学習の場として、小学校3校、中学校1校の特別教室を市民団体に開放しています。	2,720
公民館事業	市民講座、市民企画講座などの各種講座、講演会を開催しています。	2,578
ことぶき大学	高齢者の学習と交流の場です。	1,216
障がい者青年学級	知的障がいを持つ青年が社会の中で豊かな生活を築くため、「生きる力、働く力」の獲得を大きな目標のもと「自治」「生活づくり」「文化の創造」の3つを柱として事業を展開しています。	8,299
まちだ市民大学HATS事業	通年、前期、後期に分け講座を開催しています。	5,040
さがまちコンソーシアム連携事業	(社)相模原・町田大学地域コンソーシアム(略称：さがまちコンソーシアム)に加盟し、講座の開催や地域情報紙の発行等を行っています。	5,500
家庭教育支援事業	家庭教育を支える担い手となる人材や団体の育成及び現役の子育て世代を対象に家庭教育に関する講座等を実施しています。	3,650
図書館の管理運営	中央図書館、さるびあ図書館、鶴川駅前図書館、鶴川図書館、金森図書館、木曾山崎図書館、堺図書館の管理運営費と図書購入費が主なもので、新規事業として、(仮称)忠生図書館用の資料購入費と、ICTシステム導入の準備を行います。	690,737
文学館の管理	町田市民文学館ことばらんの維持管理及び施設の貸出を行います。	35,831
文学館の事業	4回の展覧会、講演会及び講座等を開催します。また、町田ゆかりの文学者に係わる資料等を収集すると共に資料の貸出・閲覧を行います。	18,858

